

議長コラム

議長 上野 顕介



令和7年新年を迎えて

あけましておめでとございます。昨年は市議会にとっ
て激動の年でした。新市長と
4人の市議会議員が同時に信
任を得ましたし、前市長と前市議の訃報に接する
悲しみもありました。どのような事態であっても
日々の市政は停滞できません。信任された新体制
で本年も市の課題と向き合っておりますが、一例
をあげますと、昨年の市議会定例会において一般
質問で取り上げられたように公共交通や水道事業
は全国的な課題であり、全国市長会の発行する冊
子「市政」においても様々な首長や有識者の意見実
施策が取り上げられています。

公共交通においては、いわゆる団塊の世代が車
を運転しにくくなってくる年齢にさしかかっている
ことと合わせて既存の交通事業者が勤労世代を
中心とした人口減少社会において事業継続が難し
くなっていることが背景にあります。水道事業は、
そもそも多額の投資事業であり、維持費を水道料
金でまかなっているところ、加えて老朽配管や耐
震という課題への対応が必要であり、水道料金の
値上げが避けられないという有識者の意見が多く
みられます。

両課題とも広域化で対応するといった有識者の
論調が多いのですが、そこに加えて世代間の負担
率も考えなくてはならないでしょう。箱もの行政
ではよく言われますが、老朽化等を次世代に丸投
げせずに現世代においても負担するといった意見で
す。事業実施をいつするかという問いかけでもあ
ります。本年も引き続き市議会においても議論を
深めたいと思います。

12月議会定例会 議決結果

分類	議案名等	結果
条例	議案第68号 湖南省行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について 行政財産の使用を許可した場合において、使用者から徴収する使用料及びその徴収等に関し、必要な事項について所要の改正を行うもの。	○
	議案第69号 湖南省火葬場条例の一部を改正する条例の制定について 霊安室利用の適正化を図るため、火葬場使用料について、所要の改正を行うもの。	○
	議案第81号 湖南省職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について 人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて、職員の給与改定を行うため、所要の改正を行うもの。	○
補正予算	議案第70号 令和6年度湖南省一般会計補正予算(第5号) 【歳入歳出】それぞれ7億7,640万8千円を追加 【補正後の額】268億2,579万円	○
	議案第71号 令和6年度湖南省国民健康保険特別会計補正予算(第2号) 【歳入歳出】それぞれ4億7,059万5千円を追加 【補正後の額】56億8,725万8千円	○
	議案第72号 令和6年度湖南省国民健康保険診療所特別会計補正予算(第4号) 【歳入歳出】それぞれ5,465万円を追加 【補正後の額】5億2,715万8千円	○
	議案第73号 令和6年度湖南省後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) 【歳入歳出】それぞれ113万1千円を追加 【補正後の額】12億9,866万8千円	○
	議案第74号 令和6年度湖南省介護保険特別会計補正予算(第2号) 【歳入歳出】それぞれ212万4千円を減額 【補正後の額】41億5,116万6千円	○
	議案第82号 令和6年度湖南省一般会計補正予算(第6号) 【歳入歳出】それぞれ2億9,867万6千円を追加 【補正後の額】271億2,446万6千円	○
	議案第83号 令和6年度湖南省国民健康保険特別会計補正予算(第3号) 【歳入歳出】それぞれ171万8千円を追加 【補正後の額】56億8,897万6千円	○

分類	議案名等	結果
承認	承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(専決第3号令和6年度湖南省一般会計補正予算(第4号)) 令和6年10月1日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した令和6年度湖南省一般会計補正予算(第4号)について報告し、承認を求める。 【歳入歳出】それぞれ3,747万5千円を追加 【補正後の額】260億4,938万2千円	○
	承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(専決第4号令和6年度湖南省国民健康保険診療所特別会計補正予算(第3号)) 令和6年10月30日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した令和6年度湖南省国民健康保険診療所特別会計補正予算(第3号)について報告し、承認を求める。 【歳入歳出】それぞれ1,566万4千円を追加 【補正後の額】4億7,250万8千円	○
	議案第64号 湖南省公文書の管理に関する条例の制定について 市が保有する公文書の管理に関する基本的事項を定めることにより、公文書の適正な管理および保存を推進し、市の諸活動を現在および将来の市民に説明する責務を全うすることを目的として、条例を制定するもの。	○
条例	議案第65号 湖南省立中学校の部活動地域展開推進協議会設置条例の制定について 部活動の地域展開に係る仕組みづくりや地域スポーツ・文化活動の運営方法等について検討するため、湖南省立中学校の部活動地域展開推進協議会を設置する条例を制定するもの。	○
	議案第66号 湖南省個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例の制定について 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、法律の規定を引用する条例について所要の改正を行うもの。	○
	議案第67号 湖南省附属機関設置条例及び湖南省特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について 市が設置している委員会、協議会その他の組織について、地方自治法第138条の4の規定に基づき市の附属機関として条例への位置づけを行うため、関係する2条例について、所要の改正を行うもの。	○